

遺言制度の見直しにおける論点の更なる検討(2)

- 5 (前注) 本部会資料は、二巡目の議論のために、自筆証書遺言、秘密証書遺言及び特別の方式の遺言の方式要件の在り方についての規律を提案するものである。ただし、二巡目の議論と並行して、海外法制についての参考人ヒアリングが予定されていることから、その結果を踏まえた上で、中間試案の取りまとめまでの間に更なる検討を行うことを予定している。
- 10 **第1 自筆証書遺言の方式要件の在り方**
- 1 **1 自書を要しない範囲**
財産目録について自書を要しないものとする現行規定を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないことについて、どのように考えるか。
- 2 **2 押印要件**
- 15 上記1を前提に、押印要件については、以下の各案につき、どのように考えるか。
【甲案】 押印を要しないものとする。
(注1) 自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件（第968条第2項）及び加除その他の変更の際しての押印要件（同条第3項）についても、同様に押印を要しないものとするのが考えられる。
- 20 (注2) 押印を方式要件としない場合であっても、遺言書に押印がされたときは、当該押印は、真意性の担保等の機能を有し、真正性が争われた際には、民訴法第228条第4項により成立の真正が推定され得るほか、完成されたものであるとの認定にもつながり得ると考えられる。
- 25 **【乙案】** 押印を要するものの、押印を欠いたとしても、他の方式要件等によれば本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるときは、遺言はなおその効力を有するものとする。
【丙案】 引き続き押印を要するものとする。
- 30 (補足説明)
- 1 **1 自書を要しない範囲（本文1）**
自筆証書遺言については、証人等が作成に関与せず、財産目録を除く全文等の自書の方式要件が真意性・真正性を担保し、また熟慮を促していると考えられることから、更なる方式要件の緩和によって、偽造・変造のおそれや遺言者が遺言の内容を十分に
- 35 理解しないまま作成するおそれが増大することも考えられる。そのため、全文等を自

書する負担に対しては、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることによって対応することとし、自筆証書遺言における自書を要しない範囲については現行規定を維持することが考えられる。これまでの会議においても、自書を要しない範囲を積極的に拡大すべきとする意見はみられなかった。

5 なお、第3回会議においては、遺言に記載される事項のうち、権利義務の分配に関わる事項については自書する必要があるが、遺言執行者の権利義務などそれに関する記載がなくとも法律上定められた効果が生じる事項については、自書を要しないとすることもあり得るのではないかとの意見があった。

10 2 押印要件（本文2）

(1) 【甲案】は、①押印に用いる印章については制限がなく、認印であってもよいとされていることからすれば、真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえず、それらの担保は全文や氏名等の自書により図ることができているとも考えられること、②いわゆるコロナ禍において、押印の見直しの機運が高まったことやデジタル技術が進展したこと、③公正証書遺言において遺言者及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたことなどを踏まえ、重要な文書については、作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じつつある可能性も否定できないことも考慮し、押印要件を廃止する考え方である。

15 これまでの会議においても、押印については方式要件ではなく証拠の一つとして位置付ける整理でよいのではないかと、今後印鑑がますます使われなくなっていくと考えられることからすれば、それを使うことを想定した方式要件である押印要件を廃止することもあり得るのではないかといった意見があった。

20 もともと、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられる。この点については、第3回会議において、押印要件を廃止した場合、署名要件がそれに代わるものとして認識されていくことになると考えられるため、上記機能を踏まえても、押印要件を廃止することで問題はないのではないかとの意見があった。

25 なお、押印要件を廃止した上で、文書の作成が完結されていることを担保するための押印に代わる新たな方式要件（例えば文章の末尾に署名する、封筒に入れる、冒頭に「遺言書」と記載するなど）を設けることについては、新たな方式要件を設けることは、方式を複雑化させかえって遺言の作成を躊躇させることになりかねないことから相当ではないと考えられる。これまでの会議においても、これを積極的に支持する意見はみられなかった。

30 【甲案】を採用し、遺言本文への押印要件を廃止する場合、財産目録の毎葉への押印要件及び加除その他の変更の際における押印要件についても、同様の方向性を

検討すべきと考えられ、本文2の(注1)ではその旨を記載している。この点については、第3回会議において、加除その他の変更の際における押印要件については、それを廃止することでかえって一部訂正がしづらくなるのではないかとの懸念が示された一方、一部訂正をする場合でもその場所を指示し、変更した旨を付記して特にこれに署名をすれば足り、それに加えて押印まで求める必要性はないのではないかとの指摘があった。

また、第3回会議では、仮に押印がされたとしても、遺言の効力には影響せず、当該押印に基づく印影は証拠の一つとして位置付けられることを明らかにすべきであるとの意見があったことから、本文2の(注2)では、その意見を踏まえた上で、遺言書に押印がされた場合において、当該押印が果たす機能等として考えられるものを記載している。

- (2) 【乙案】は、仮に押印を方式要件とするとしても、それを欠いた場合の法的効果(サンクション)として遺言を無効とするまでの必要があるか疑問であるとした上で、原則として押印を方式要件としつつ、それを欠いた場合においても、他の方式要件等によれば本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるとき(例えば、本人が全文、日付及び氏名を自書したことにつき、相続人間等で争いがないうとき、又は証拠から認定可能など)は、遺言はなおその効力を有するものとする考え方である。

もっとも、この考え方については、上記「他の方式要件等によれば本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるとき」としてどのような場合を想定するか、また、相続開始後、誰が、いかなる手続ないし段階において、この一定の場合に該当するかどうかを判断するのかが問題となり、上記一定の場合の内容如何や判断の方法等によっては、遺言執行の場面において実務上混乱を生じさせるおそれがあるとの指摘がある。このような指摘に対しては、押印を欠く自筆証書遺言は、そのみに基づいて遺言の執行を行うことはできず、遺言者の真意に基づく旨の裁判所の判断を得ることにより上記執行が可能となるとの整理が考えられる。

- (3) 【丙案】は、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること、他方で押印に用いる印章については制限がない上、遺言書は契約書等と異なり頻回に作成されるものではなく、また、単独で作成することができるものであることからすると、押印要件があることによる負担はそれほど大きなものではないとも考えられることから、引き続き押印を要するものとする考え方である。

上記のとおり、押印をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じつつある可能性は否定できないものの、遺言という方式行為の特殊性に鑑み、押印要件を存置することもなお考えられる。

第2 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 秘密証書遺言については、下記2を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとするについて、どのように考えるか。

5 2 現行規定において、公証人の押印要件を維持することにつき、どのように考えるか。また、遺言者及び証人の押印要件については、以下の各案につき、どのように考えるか。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

10 【乙案】遺言者及び証人の押印を要するものの、押印を欠いたとしても、他の方式要件等によれば本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるときは、遺言はなおその効力を有するものとする。

【丙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

15 (注) 秘密証書遺言における加除その他の変更の際の押印要件については、第970条第2項により自筆証書遺言について定める第968条第3項が準用されていることから、自筆証書遺言における加除その他の変更の際の押印要件の在り方を踏まえて検討する。

(補足説明)

1 検討の前提

20 秘密証書遺言の方式要件としては、①遺言者が証書に署名・押印すること、②遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章で封印すること、③遺言者が公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述すること、④公証人がその証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名・押印することが定められている(第970条第1項、部会資料2の14頁参照)。すなわち、遺言者は、上記①(証書)、同②(封印)及び同④(封紙)の押印を、証人及び公証人は、上記④(封紙)の押印を、それぞれ行う。

30 なお、領事方式により秘密証書遺言を作成する場合については、日本の領事の駐在する地に在る日本人が秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う旨定められているところ(第984条前段)、令和3年5月に成立し公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)(デジタル一括化法)による同条の改正により、遺言者及び証人による封紙への押印(上記④)の要件が廃止された(同条後段。部会資料2の3頁参照)(注)。

35 (注) 同改正による封紙への押印の廃止(領事方式遺言における上記④)については、外国に滞在する日本人は印章を所持していないことも多く、新たに印章を入手することも困難であ

るから、押印を要求することで領事方式の遺言の利便性が阻害されるおそれがあることを考慮するとともに、他方、領事方式の遺言の作成には領事が関与していること、外国においては署名により重要な取引行為等を行う慣行が存在することも多く、そこに居住・滞在する日本人もその慣行に従うと一般的に想定されることなどを踏まえ、署名のみによっても、遺言者の真意に基づく作成が担保されることが考慮された。

これに対し、領事方式による秘密証書遺言においては、領事が遺言の内容が遺言者本人の真意に基づくものであることを確認することが予定されておらず、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体により明らかにする必要があることなどが考慮され、証書への押印及び封印（上記①及び同②）は、引き続き必要とされている。

2 検討の方向性（本文1）

秘密証書遺言は、公証人を含めた第三者に対して遺言の内容を秘密にしたままにすることができる点に特質があるところ、公正証書遺言に比してその作成件数は少数にとどまっている。この点、第2回会議では、事後の紛争を予防する観点等から公証人が公正証書遺言を勧める扱いもあることが紹介された。このことを踏まえると、秘密証書遺言に対する需要はそれほど大きいものではないとも考えられる。

そうすると、現行規定を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとするのが考えられることから、本文1にその旨を記載している。

3 押印要件（本文2）

(1) 公証人の押印要件

令和5年の公正証書に係る一連の手續のデジタル化（令和5年公証人法改正。部会資料3の19頁参照）により、公証人は、電磁的記録をもって公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合に限り、書面をもって公正証書を作成することとなる。この場合、公証人は、所属法務局等に提出した職印の印鑑により公正証書に押印しなければならない（改正後の公証人法第36条第2号、第40条第4項第2号）。これは、公証人による押印が、遺言者等の列席者による押印とは異なり、同法第21条第1項に基づき、氏名を自署して所属法務局等に提出した職印の印鑑によるものとされており、公証人による署名とあいまって、公正証書が公正の効力を有するための不可欠の要件であるとされていることによるものである。

そのため、封紙の性質上、電磁的記録によって作成することができないと解されている秘密証書遺言については、引き続き公証人による押印を要することとなる。

公証人の押印が上記のように公証制度上の位置付けに根拠を有することを踏まえ、秘密証書遺言における公証人の押印要件については現行規定を維持することが考えられることから、本文2にその旨を記載している。

(2) 遺言者及び証人の押印要件

ア 【甲案】は、自筆証書遺言において押印を要しないものとする場合（本文第1の2の【甲案】）に、その趣旨（真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえないこと等）に鑑み、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印についてもこれを要しないものとする考え方である。

5 なお、【甲案】を採用する方向で検討する場合であっても、遺言者による封印（上記1の②）については、内容漏洩のおそれを防止する趣旨であること、証書に用いた印章をもって行うことが要件とされていることも併せて考慮する必要があると考えられる。例えば、内容漏洩のおそれを防止する趣旨を重視すれば引き続き封印を要するものとするものとも考えられる一方、証書への押印を要しないものとした場合には、封印を同一の印章により行うこと的前提を欠くこととなるため、封印も要しないものとした上で、封印に代えて封じる部分に署名をするものとするものとも考えられる。

15 【乙案】は、自筆証書遺言における押印要件について、原則として押印を求めものとしつつ、それを欠いた場合においても、他の方式要件等によれば本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるときは、遺言はなおその効力を有するものとする場合（本文第1の2の【乙案】）に、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件についても同様の案を採用する考え方である。

20 【丙案】は、自筆証書遺言において引き続き押印を要するものとする場合（本文第1の2の【丙案】）に、その趣旨（押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること等）に鑑み、秘密証書遺言においても、引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする考え方である。

イ なお、秘密証書遺言における遺言者及び証人による押印を不要とするか否かについては、自筆証書遺言における遺言者の押印を不要とするか否かとは別の考慮を要するとの考え方もあり得ると考えられる。第3回会議においては、自筆証書遺言における押印要件を維持する場合（本文第1の2の【丙案】）であっても、秘密証書遺言については、公証人及び証人の関与が予定されており、それにより真意性・真正性の担保及び熟慮を促すことが一定程度図られていると考えられることに鑑み、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件については廃止することが考えられるのではないかとの意見があった。

30 これに対しては、令和3年のデジタル一括化法による第984条の改正に際して、遺言者及び証人による封紙への押印要件のみが廃止され、遺言者による証書への押印及び封印要件は維持されているところ、その理由（上記1の（注））を踏まえると、遺言者による証書への押印及び封印を廃止した場合、遺言者の真意が正確に記載されていることを証書（遺言書）自体により明らかにすることはもはやできないのではないかとの指摘も考えられる。

35 このように、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印の要否の検討に際し

ては、これらの押印と自筆証書遺言における遺言者の押印との間で趣旨・機能において相違があるか否かについても留意する必要があると考えられる。

第3 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

5 1 現行規定を修正する場合の検討の方向性

(1) 危急時遺言について

ア 死亡危急時遺言について

作成することができる場面については、現行規定を維持することも含め引き続き検討し、方式については、現行規定に問題点があるとの指摘も踏まえ、修正の可否について引き続き検討することについて、どう考えるか。

イ 船舶遭難者遺言について

作成することができる場面については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事象も広く含むことを明文化し、方式については、現行規定を維持することも含め引き続き検討することについて、どう考えるか。

(2) 隔絶地遺言について

作成することができる場面については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者全てを含むことを明文化し、方式については、現行の規定を維持することも含め引き続き検討することについて、どう考えるか。

（注1）危急時遺言については、作成後に行われる確認手続の在り方の見直しを検討することも考えられる。

（注2）特別の方式の遺言における押印要件（第976条、第979条、第980条及び第982条により準用される第968条第3項）については、自筆証書遺言及び秘密証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討することが考えられる。

（注3）特別の方式の遺言について定める現行規定を修正するに際し、デジタル技術を活用する在り方については、下記2で検討することとしている。

30 2 デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方

作成することができる場面については、上記1の現行規定における検討を前提とする。

(1) 危急時遺言について

ア 死亡危急時遺言について

デジタル技術の活用の在り方として、原則として、三人以上の証人の立会いの下での口授、筆記及び読み聞かせ等を要するとの現行の要件の枠組みを踏ま

えつつ、例えば以下のような在り方が考えられるところ、どのように考えるか。

(7) 遺言の内容を筆記した文書又は文書に代えて作成した文字情報に係る電磁的記録に加え、遺言者が口授する状況を録音・録画した電磁的記録を作成すること(この場合、証人の数を現行の三人より減少させることも考えられる。)

5 (注4) 文字情報に係る電磁的記録の場合には、電子署名の措置を求めるとも考えられる。

(イ) 口授、筆記及び読み聞かせに代えて、遺言者が遺言を口述する状況を録音・録画した電磁的記録をもって遺言とすること(この場合、証人の数を現行の三人より減少させることも考えられる。)

10 (注5) 証人が遺言を承認したことを明らかにし、また証人を特定する観点からは、録音・録画自体を遺言としつつ、文書又は文字情報に係る電磁的記録を併せて作成するものとするとも考えられる。

イ 船舶遭難者遺言について

15 死亡危急時遺言についての上記ア(7)又は(イ)の在り方の例示について、船舶遭難者遺言の特殊性を考慮して更に方式の緩和を検討することが考えられ、また、遭難又は災害等に際して遺言者が置かれる状況を考慮すると、特に(イ)については、例えば、遺言者が遠隔地にある者(又は者ら)に対して録音・録画に係る電磁的記録を送信するものとするとも考えられるところ、どのように考えるか。

20 (注6) 危急時遺言については、確認手続の在り方について別途検討することも考えられる。

(2) 隔絶地遺言について

25 隔絶地遺言については、公正証書遺言及び秘密証書遺言の作成が困難な場合の特別の方式と位置付けられるところ、一定の要件の下にはあるものの、令和5年公証人法改正により、ウェブ会議方式を用いた公正証書遺言の作成が可能となることも考慮すると、新たな方式を設けないことも含め引き続き検討することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

30 1 これまでの議論を踏まえた検討の方向性

特別の方式の遺言の方式要件の在り方について、部会資料3の本文第4では、「1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を追加することの要否について」、「現行規定についての検討の在り方」及び「デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方」の論点に分けて、検討の方向性について記載した。

35 これらについては、第4回会議において、デジタル技術を活用した新たな方式を追加することについて否定的な意見は見当たらず、また、現行規定については、これを

存置しつつ現代の状況に合わせて一部修正することを検討すべきであり、具体的な検討の在り方としては、危急時遺言と隔絶地遺言とを区別し、それらの趣旨等を踏まえ、規定の現代化・合理化を図る必要性や具体的方策等について検討すべきであるとの意見があった。

5 そこで、本文では、現行規定についての検討とデジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討につき、危急時遺言と隔絶地遺言とを区別して、考えられる方向性を記載している。

2 現行規定を修正する場合の検討の方向性

10 (1) 検討の前提

ア 「疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者」(第976条)については、
普通の方式において定められている厳格な方式の遵守を期待することはできないことから、方式要件が緩和されており、遺言者が、証人3人以上の立会いの下、
その1人に遺言の趣旨を口授し、遺言者から遺言の趣旨の口授を受けた証人が遺
15 言書を作成し、作成した書面を遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ
た後、各証人がその筆記の正確であることを承認して署名・押印することで足り、
証人が遺言書を自書して作成することは要件とされておらず、ワープロソフト等
を用いて作成することが可能である上、遺言者の署名や押印は要件とされていない。

イ また、「船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った
20 者」(第979条)については、上記の緩和された方式要件を遵守することすら不
可能な場合が多いことから、更に方式要件が緩和されており、遺言者は、証人2
人以上の立会いの下、口頭で遺言の趣旨を述べ、証人がその趣旨を筆記して遺言
書を作成し、署名・押印することで足り、遺言者の署名や押印のみならず、作成
25 された書面の遺言者に対する読み聞かせ又は遺言者による閲覧も要件とされて
いない。そのため、証人は、遺言者が口頭で遺言の趣旨を述べた場で遺言書を作
成する必要がなく、船舶遭難の状態が止んでから作成すればよいとされている。
加えて、遺言の趣旨を記憶して遺言書を作成した証人のみならず、他の証人も署
名・押印することを要するが、死亡危急時遺言と異なり、証人が署名・押印する
30 ことができることは要件となっておらず、署名・押印のできない証人については、
その事由を付記することとされている(第981条)。

なお、「船舶が遭難した場合」と規定されているものの、同条は航空機遭難につ
いても類推適用されるものと解されている。

ウ 「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」(第977条)
35 及び「船舶中に在る者」(第978条)については、遺言の作成に公証人の関与を
求めることができず、公正証書遺言や秘密証書遺言を作成することができないこ

とに鑑み、自筆証書遺言を作成することができる場合であっても、一定の信用性を有する者である警察官や船長等の立会いの下、隔絶地遺言を作成することが認められている。

「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」(第977条)は、警察官1人及び証人1人以上の立会いの下で遺言書を作成し、遺言者、立会人及び証人(さらに、他に筆者がある場合には筆者)が各自署名・押印することで足り、遺言書を自書する必要はないとされている。また、警察官及び証人は遺言作成の場に終始居合わせなければならない上、証人は遺言が遺言者の真意に出たものであることを証明する者であるから、遺言の内容を関知することを要するとされている。

なお、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」(第977条)については、伝染病のため隔離されている者に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者全てを含む(例えば、裁判によって刑務所に在る者や地震・洪水等により事実上交通が遮断されている者も含まれる。)と解されている。

また、「船舶中に在る者」(第978条)は、船長又は事務員1人及び証人2人以上の立会いの下で遺言書を作成し、遺言者、立会人及び証人(さらに、他に筆者がある場合には筆者)が各自署名・押印することで足り、遺言者が遺言書を自書する必要はないとされている。

(2) 死亡危急時遺言について(本文1(1)ア)

危急時遺言の作成が認められる場面及び方式については、危急時遺言の利用件数は少ないとしても、死亡危急時遺言と船舶遭難者遺言とで上記(1)のとおり方式に差を設けており、一定の合理性を有すると考えられる。

これに対し、第4回会議では、遺言者が遺言書を承認した痕跡が残らないことに加え、確認の審判の実務では、遺言者の真意に基づくものであるとの一応の心証が得られれば確認の審判がされる場合が多く、真意に基づくものであることの確認の機能を十分には果たしていないなど、真意性の確保がかなり後退しており、遺言者の権利が害されるような方式になっていることから、遺言者の権利を守るためにも、現行規定を修正すべきとの意見があった。

また、証人三人のうち一人についてその資格を医師に限定するなど、第三者的な視点を入れなければ、証人らによる口裏合わせのリスクが解消されないのではないかと意見もあった。

これらの意見を踏まえ、作成することができる場面については、現行規定を維持することも含めて引き続き検討し、方式については、上記のような問題点の指摘を踏まえつつ修正の要否について引き続き検討する旨を記載している。

(3) 船舶遭難者遺言について(本文1(1)イ)

第4回会議では、作成することができる場面について、大規模自然災害や国際紛争等も含めて、現代における「死亡の危急に迫った者」についてどのような場面が考えられるかを踏まえつつ、特別の方式による遺言の作成が認められる場面を現代化する必要があるのではないかとの意見があった。

5 そこで、本文1(1)イは、解釈上含まれるとされている航空機遭難の場面に加え、天災その他避けることのできない事変(注)、すなわち大規模自然災害や国際紛争等によって死亡の危急に迫った場面についても、危急時遺言の作成ができる旨を明確にすることを記載している。

10 船舶遭難者遺言の方式については、特にこれを見直すべきとの意見はこれまでは見当たらず、現行規定を維持することも含めて引き続き検討する旨を記載している。

(注) 天災等による時効の停止を規定した第161条において、「天災その他避けることのでき
15 ない事変」と規定しているところ、「天災」とは、地震、洪水などの自然力を意味し、その
 他の「事変」とは、暴動、戦乱などの天災と同視するべき外部的障害を意味すると解されて
 いる。

(4) 隔絶地遺言について(本文1(2))

20 公正証書に係る一連の手続のデジタル化により嘱託人や証人等がウェブ会議を利用して公正証書遺言をすることが今後可能となることや、情報通信技術が進展・発展している現在では、インターネット環境下になく、又はインターネットを容易には利用することができないような隔絶地は限られるものと思われる。

25 もっとも、そのような隔絶地がおよそ存在しないとまではいえず、また、仮にインターネット環境下にあったとしても、公正証書の作成手続におけるウェブ会議方式の利用の要件(嘱託人からの申出があり、かつ、公証人が当該申出を相当と認めること等。改正後の民法第969条第2項、改正後の公証人法第37条第2項及び第40条第3項)を満たさない場合や、ウェブ会議を利用して公正証書遺言を作成するために必要な性能を有するデジタル機器を所持していない場合も考えられる。

 これらを踏まえ、本文1(2)では、隔絶地遺言の作成が認められる場面及び方式については、現行規定を維持することも含め引き続き検討する旨を記載している。

30 (5) (注1)から(注3)までについて

 危急時遺言における確認手続に当たり家庭裁判所が得るべき心証の程度は、いわゆる確信の程度に及ぶ必要はなく、当該遺言が一応遺言者の真意に適うと判断される程度の緩和された心証で足りるものと解されており、真意性の確保がかなり後退しているとの指摘があることを踏まえ、現行規定を維持しつつ、真意性の確保を図るため、確認手続の在り方を見直すといった検討の方向性もなお考えられることから、その旨を本文1の(注1)に記載している。

また、特別の方式における押印要件（第976条、第979条、第980条及び第982条において準用される第968条第3項）については、自筆証書遺言及び秘密証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討することが考えられることから、その旨を本文1の（注2）に記載している。

5 さらに、現行規定を修正する際にデジタル技術を活用する在り方（例えば、死亡
危急時遺言において、真意性の担保等の観点から録音・録画を方式要件として追加
すること）も考えられるところ、本部会資料では、本文2において検討することと
しており、その旨を本文1の（注3）に記載している。

10 3 デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方

(1) 危急時遺言について

ア 死亡危急時遺言について（本文2(1)ア）

第4回会議において、特別の方式におけるデジタル技術の活用については、普
通の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した方式を踏まえ、更に方式要件を
15 緩和していく方向性を検討する必要があるとの意見や、録音・録画を方式要件と
しつつ、証人の人数要件を緩和することも考え得るとの意見もあった。また、先
立つ第2回会議において、災害時等の緊急に遺言を作成する必要があり、熟慮の
上での遺言作成が期待できないような場面に限っては、録音・録画自体を遺言と
する在り方を許容することも考え得るのではないかとの意見もあった。

20 死亡危急時遺言は、死亡の危急に迫られている状況下において、限られた時間
内で作成することになると考えられることから、広く社会に普及しているデジタ
ル機器を用いて作成することが可能な方式であることが望ましく、また、保管制
度の利用を前提とする本人確認の手続、特定の情報システムの利用が前提となる
生体認証技術等を方式要件とすることは相当でないと考えられる。

25 そこで、死亡危急時遺言において活用すべきデジタル技術としては、まずは録
音・録画が考えられる。もっとも、録音・録画についてもディープフェイク技術
等による偽造・変造のリスク等が否定できないことから、真意性の担保等を図る
ためには、デジタル技術を活用するとしても、これと併せて証人の立会いが必要
になるものとも考えられる。

30 これらを踏まえ、本文2(1)アでは、証人の立会いといった現行規定の要件の枠
組みを出発点としつつ、普通の方式における議論（部会資料5）も踏まえ、考え
られるデジタル技術の活用の在り方として、真意性の担保等のために録音・録画
に係る電磁的記録を補助手段として併せて作成する方式である(ア)、録音・録画に
係る電磁的記録自体を遺言とする方式である(イ)の二つの在り方を例として記載
35 している。

(ア)について

(ア)は、遺言に係る文書又は電磁的記録に加え、遺言者が証人に対して口授する状況を録音・録画した電磁的記録を作成する在り方である。この考え方は、部会資料5の普通の方式に関する検討の【甲1案】(録音・録画による担保)及び【甲2案】並びに【乙1案】(証人による担保)の方式要件を併せて考慮したものとして位置付けられ、この考え方を採った場合、録音・録画により真意性の担保等が一定程度図られることから、証人の人数を三人より減少させることが考えられる。

この電磁的記録に係る遺言を認める在り方については、電子署名を要するものとすべきとの在り方も考え得ることから、その旨を(注4)に記載している。もっとも、この在り方に対しては、各証人の署名・押印が必要であるとの現行規定を踏まえると、各証人全員の電子署名が必要となる場所、死亡危急時遺言の証人となった者全員が、電子証明書の発行を受け、電子署名の措置を講ずることが可能な者とは限らないとの指摘も考えられる。

また、証人の人数を何人とすべきか、録音・録画による撮影の在り方をどのようにすべきかなどについても、更に検討する必要があると考えられる。

(イ)について

(イ)は、口授、筆記及び読み聞かせに代えて、遺言者が遺言を口述する様子を録音・録画した電磁的記録をもって遺言とする在り方であり、部会資料5の普通の方式における検討の(後注)を特別の方式において検討するものとして位置付けられる。

スマートフォン等の広く普及したデジタル機器を利用して作成が可能である上、現行の死亡危急時遺言においては、遺言の日から20日以内に家庭裁判所に請求してその確認を経るため、遺言作成の日から比較的近い時期に裁判所が関与することとなり、録音・録画に係る電磁的記録がファイル形式等の問題で再生できないことは想定し難いこと、危急時遺言の近時の年間利用件数が150件以下と想定され、多く利用されているとまではいえないことなどからは、一覧性及び可読性がないことによって円滑な遺言の執行手続が困難になるとまではいい難いとも考えられる。

もっとも、現行規定においては、証人の署名・押印により、証人が遺言が正確であることを承認したことが示されるとともに、証人の氏名を確認することが可能となるのに対し、録音・録画に係る電磁的記録を遺言とする場合には、証人による遺言の承認や証人の特定の方法について検討する必要があると考えられる。

以上のような観点からは、録音・録画自体を遺言とするとしても、文書又は文字情報に係る電磁的記録を合わせて作成する在り方についても検討する必要があるとも考えられることから、その旨を(注5)に記載している。

イ 船舶遭難者遺言について（本文2(1)イ）

状況に鑑み方式要件を緩和すると船舶遭難者遺言の趣旨に照らすと、死亡危急時遺言についての上記ア(ア)及び(イ)の在り方の例示について更に方式の緩和を検討することが考えられるとともに、遭難又は災害等においては、遺言者が手持ちのデジタル機器を利用して遺言を作成しようとする場合であっても、適切な証人を確保することができず、また当該デジタル機器自体が発見されないおそれや滅失等するおそれもあると考えられることから、(イ)については、遺言者が遠隔地にある者に対して録音・録画に係る電磁的記録を送信するものとするとも考えられる旨を記載している。この場合には、電磁的記録を受信した者が証人とともに、又は証人に代わり確認手続において供述を行うものとするとも考えられる。

他方、録音・録画に係る電磁的記録を送信する在り方については、これを受信した者がその内容を改変したり、さらには、真実は船舶遭難者遺言の送受信自体がなかったにもかかわらず、ディープフェイク技術を用い、これがあったかのように録音・録画を他人が偽造したりするなどのリスクについても検討する必要があるとも考えられる。

なお、危急時（死亡危急時及び船舶遭難者）遺言についてデジタル技術を活用した方式を検討する場合には、併せて確認手続の在り方についても検討する必要があると考えられるため、本文2の（注6）にその旨を記載している。

(2) 隔絶地遺言について（本文2(2)）

第4回会議において、隔絶地遺言については、公正証書遺言及び秘密証書遺言の作成が困難な状況下において作成が認められる方式であるところ、令和5年公証人法改正によって公正証書作成手続のデジタル化が実現されたことを踏まえると、隔絶地にある者に対し、デジタル技術を活用した新たな方式を設ける必要はないのではないかとの指摘があった。

また、そもそも現行規定における隔絶地遺言の作成が認められる場面は限定的である上、前記2(4)記載のとおり、公正証書に係る一連の手続のデジタル化により公正証書遺言の作成が困難な状況下といえる場面が更に限定されると思われることなどから、また、現行規定においても遺言者自らが遺言書を作成することは要求されておらず、現行規定の下でもワープロソフト等のデジタル技術を活用する余地があることをも考慮すると、隔絶地遺言にデジタル技術を活用した新たな方式を設ける必要性は高いとはいえないとも思われる。

そこで、本文2(2)では、隔絶地遺言については、デジタル技術を活用した新たな方式が必要となる場面等が想定できないとの指摘も踏まえ、新たな方式を設けないことが考えられる旨記載している。

以上